

協力雇用主への登録手続について

長野保護観察所

この度は、協力雇用主への登録について御希望いただき、ありがとうございます。

「協力雇用主の流れ図」(②)を御覧の上、以下の内容について御確認いただき、登録について御検討いただきたく、お願い申し上げます。

御不明な点がございましたら、長野保護観察所就労支援担当までお問合せ願います。

1 「更生保護の意義等」(③)について

協力雇用主として登録するに当たり、御承知おきいただきたい項目について「更生保護の意義等」(③)にまとめておりますので、まずは御一読願います。

こちらについては、「協力雇用主登録届」を記載いただく際に、承諾の有無を確認いただきます。

併せて『更生保護』及び『犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける「協力雇用主」を募集しています』パンフレットを御参考ください。

2 「協力雇用主登録届」(④)について

各項目についてできるかぎり御記入願います。

用紙の裏面に、上記1に係るチェック項目がございます。□欄にチェック(☑)いただき、署名・押印願います(住所・社名等についてはゴム印使用可。)

3 「別紙様式1 事業主の皆様へ」(⑤)について

協力雇用主への登録に当たり、事業主の役員等が暴力団に関わりがないことを確認させていただきます。上段をお読みいただき、同意いただける場合は、下段「誓約書」に署名・押印願います。

なお、同意いただけない場合は、協力雇用主としての登録はできません。

同意いただいた場合、暴力団照会に必要な以下の①～③の書類を添付いただきます。

ア 役員等名簿(⑥)

所定の様式を御使用ください。登記事項証明書に記載されているすべての役員の方について記載願います。

なお、登記していない場合は、代表者の方のみ記載願います。

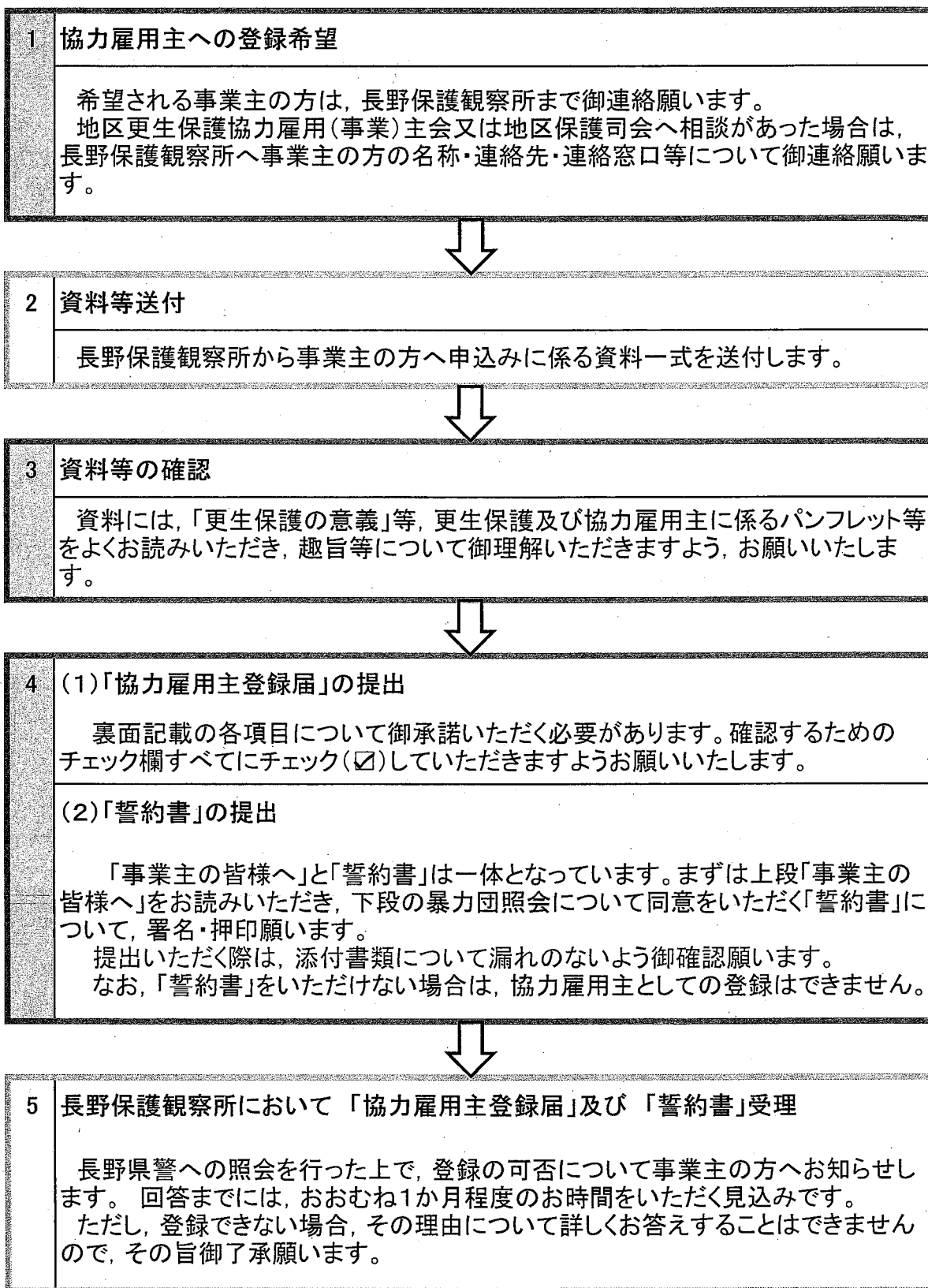
イ 登記事項証明書(写しでも差し支えありません)

ウ 役員等名簿に掲載されているすべての方の本人確認ができる書類(住民票、免許証等)の写し

事業主の皆様にも多大なる負担をおかけすることとなりますが、同姓同名の方を誤って暴力団関係者と認定してしまうことがないようにするためですので、何卒御理解いただきますよう、お願いいたします。

裏面に続きます→

協力雇用主登録の流れ



	…登録を希望される事業主の方に関する項目
	…保護観察所に関する項目

更生保護の意義等について

長野保護観察所

事業主の皆様には、協力雇用主としての登録いただくに当たり、まず御理解・御承知おきいただきたい3つの事項について、以下のとおりまとめましたので、まずは御一読願います。

1 更生保護の意義等について

- (1) 更生保護とは、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。
- (2) 保護観察対象者等の再犯・再非行を防止し改善更生を図るためには、就業の機会を確保するとともに、就労を継続することが重要となります。保護観察終了者のうち、無職者の再犯率は有職者の約3倍、刑務所再入所者の約7割は再犯時に無職であったとのデータもございます。保護観察対象者等への就労支援を効果的に実施し、再犯や再非行を防止するためには、協力雇用主の方々の存在が不可欠となります。
- (3) 保護観察対象者等の雇用に当たっては、その自立や社会復帰を目的とし、保護観察所と連携協力することが重要となります。実際に協力雇用主のもと保護観察対象者等を雇用いただいた際、その者の就労状況や日常生活上に問題がありましたら、担当の保護観察官もしくは保護司に御連絡いただきますようお願い申し上げます。

2 個人情報の取扱いについて

- (1) 保護観察対象者等及びその関係者の秘密を保持し、その名誉の尊重に努めていただきますよう、お願い申し上げます。
- (2) 個人情報を安全に管理するため、必要かつ適切な措置（施錠可能なキャビネット等に保管し、その鍵は特定の者のみ管理する、等）を講じていただきますよう、お願い申し上げます。
- (3) 本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しないようお願い申し上げます。

裏面に続きます→

3 公共職業安定所への求人申込みについて

今後、保護観察対象者等を雇用いただく場合、基本的には、公共職業安定所経由で求職者の紹介をすることとなります。そのため、当庁の協力雇用主として登録いただくこととともに、最寄りの公共職業安定所の刑務所出所者等就労支援事業専用求人にも申込みをしていただきますよう、お願い申し上げます。